

岩手県告示第207号

建築基準法第22条第1項の規定による区域指定（平成18年岩手県告示第518号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
所管 の広 域振 興局	指定区域		指定図の縦覧 場所	所管 の広 域振 興局	指定区域		指定図の縦覧 場所
[略]				[略]			
県南 広域 振興 局	奥州市	法第8条第1項の規定 による用途地域が定め られている区域のうち 、同項第5号の準防火 地域が定められている 区域を除く区域及び水 <u>沢区</u> の一部（指定図の とおり。）	[略]	県南 広域 振興 局	奥州市	法第8条第1項の規定 による用途地域が定め られている区域のうち 、同項第5号の準防火 地域が定められている 区域を除く区域及び水 <u>沢</u> の一部（指定図のと おり。）	[略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							